

○東彼杵町地域おこし協力隊設置要綱

(平成 25 年 3 月 25 日告示第 35 号)

(設置)

第 1 条 人口減少や高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本町への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、東彼杵町地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(身分)

第 2 条 地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の身分は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤の特別職とする。

(任務)

第 3 条 隊員は、次に掲げる集落活動に従事する。

- (1) 農林水産業への支援活動
- (2) 水源・環境保全への支援活動
- (3) 地域行事等の支援活動
- (4) 住民の生活支援活動
- (5) 都市及び他市町との交流支援活動
- (6) 地域おこしの支援活動
- (7) その他、町長が必要と認めた活動

(地域おこし協力隊員の要件)

第 4 条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を、次に掲げる都市地域から東彼杵町内に移し、住民票を異動させる者
ア 3 大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)及び半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)に指定された地域(以下「法指定地域」という。)以外の都市地域
イ 3 大都市圏以外の政令指定都市(札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市)のうち、法指定地域以外の都市地域
- (2) 町内に 1 年以上の滞在を予定している者
- (3) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
- (4) 普通自動車免許を有している者

(任期)

第5条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

- 2 隊員は、最大2回まで再任することができるものとする。
- 3 特別の事由があるときは、委嘱期間中であっても解嘱することができるものとする。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬は、条例で定める額とし、その支給方法は次のとおりとする。

- (1) 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
- (2) 町長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。
- 2 町長は、隊員に手当の支給は、行わない。ただし、隊員の住居及び通勤にかかる費用は、予算の範囲内で補助することができる。
- 3 町長は、隊員に公務のための旅行を命じた場合は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年8月6日条例第12号)の例により旅費を支給する。
- 4 その他支援活動に必要と認められる車両・物品等は、東彼杵町が貸与する。

(勤務条件)

第7条 隊員の勤務日は、一般職員の例による。この場合において、町長は、隊員に勤務を要しない日において特に勤務することを命じた場合には、勤務を要するいずれかの日を、勤務を要しない日に変更し、振り替えることができる。

- 2 隊員の勤務時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。
- 3 前項の勤務時間帯については、職務内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとする。
- 4 隊員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。
- 5 有給休暇は、年次有給休暇及び任命権者が特に必要と認める場合その都度必要と認められる期間とする。
- 6 年次有給休暇は、4月1日を基準日とし、一の年ごとに10日とする。
- 7 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、必要があると認める場合は1時間を単位とすることができる。
- 8 第5条第2項の規定に基づき任用期間を更新した者で、一の年における年次有給休暇の残日数(以下「残日数」という。)があるときは、その者の勤務年数に応じ2年目が1日、3年目が2日を限度としてこれを翌年に繰り越すことができる。ただし、その者の残日数が繰越限度日数に満たないときは、その残日数とする。

- 9 無給休暇は、任命権者が特に必要と認める場合その都度必要と認められる期間とする。
- 10 休暇等の申請手続きは、一般職員の休暇等の手続きの例による。
- 11 隊員が所定の勤務時間を勤務しない時間があった場合は、その勤務しない時間につき、同条第4項に規定する場合を除くほか、その勤務しない時間1時間につき報酬に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減じた報酬を支給する。

(社会保険等の適用)

- 第8条 隊員は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。
- 2 隊員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の例により補償する。

(実績報告)

- 第9条 隊員は、毎年度末までに当該年度の職務に関し、実績報告書(別記様式)に関係書類を添えて、任命権者に提出しなければならない。

実績報告書

[別紙参照]

(秘密の保持)

- 第10条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。